

## 自社株の評価をして相続対策を！

経営者のみなさまは、ご自身の会社の株の評価額をご存じでしょうか。自社株の評価額は会社の業績を反映しているだけではなく、将来相続が発生した際に、所有者の財産として相続税の対象となるものです。今回は、自社株の評価方法と相続対策についてご説明いたします。

### ●自社株はいくら？

(1) 評価をして価額を算定

上場株式は市場価額が明らかになっていますが、自社株は、上場株式等のように売り手と買い手の存在するマーケットがないことから、市場価額というものがありません。



そのため、自社株の評価方法は会社規模等により異なりますが、「類似業種比準方式」及び「純資産価額方式」または、その「併用方式」のいずれかで行います。各評価方式の内容は下記の通りです。

(2) 「類似業種比準方式」

ご自身の会社と事業内容が類似する業種の上場株式の株価、配当、利益、純資産に比準させて、1株当たりの価額を算出する評価方式です。業種ごとの株価等は、国税庁からの通達により調べることができます。

(3) 「純資産価額方式」

ご自身の会社の課税時期における資産及び負債を評価通達の定めによって評価替えをして、1株当たりの価額を算出する評価方法です。

### ●生前贈与で相続対策を

自社株が相続税の負担となってしまうようなとき、対策として一番有効なのが、継続的な生前贈与です。特に、同業種の上場株式の株価が低い時期や、業績が悪化し、一時的に純資産の評価額が下がる時期などに集中的に行うと効果的です。

生前贈与の方法として「暦年課税」（年110万円までの贈与は非課税）と「相続時精算課税」があります。以下、「相続時精算課税」についてご説明します。

### ●相続時精算課税

相続時精算課税とは、親から子への2,500万円までの贈与については贈与税をゼロとする代わりに、将来の相続時に贈与時の価額で持ち戻して相続税の計算をするという制度です（2,500万円超の贈与をした場合には、超える部分に対し一律20%の贈与税が課税されます）。

この制度の適用対象者は下記の通りです。

#### 【適用対象者】

- ・贈与者…65歳以上の親
- ・受贈者…贈与者の推定相続人である20歳以上の子（子が亡くなっているときには20歳以上の孫を含む）。

※年齢は贈与の年の1月1日現在のもの。

また、この制度を使う場合には、受贈者（子）は、贈与を受けた年の翌年3月15日までに、贈与税の申告書を所定の書類と共に、所轄税務署に提出する必要があります。

この制度の活用例ですが、前期まで黒字だった会社が、今期業績悪化により赤字に転じた場合、自社株の評価額は一時的に低くなります。このタイミングで、相続時精算課税を使い、自社株の生前贈与を行うことで、贈与税は2,500万円までゼロとなります。

また、将来の相続時に、自社株の評価額が値上がりをした場合には、その値上がり部分が相続税の課税対象とされず、将来の相続税の大幅な節税になります。

### ●最後に

今後の相続税は、「基礎控除額」の縮小等により、増税が予定されています。（平成27年1月1日以降に発生した相続より適用予定です。）

将来の相続対策のためにも、一度、現在の自社株の評価額がいくらになるか把握しておくことが、とても大切になります。自社株の評価や相続時精算課税をお考えの際には、各担当者までご相談ください。（島村 あゆみ）